

事務ガイドラインの改正について（保険会社関係）

現 行	改 正 後
<p>0 . 一般事項</p> <p>0 - 2 災害における金融に関する措置</p> <p>0 - 2 - 1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p>(新 規)</p> <p>0 - 2 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について (1)~(4) (省 略)</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について (省 略)</p> <p>0 - 2 - 3 行政報告 (省 略)</p>	<p>0 . 一般事項</p> <p>0 - 2 災害における金融に関する措置</p> <p>0 - 2 - 1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>(1)~(4) (省 略)</p> <p><u>⑤ 営業停止等における対応に関する措置</u></p> <p><u>民間金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p>0 - 2 - 2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置</p> <p>1 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について (1)~(4) (省 略)</p> <p>2 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について (省 略)</p> <p>0 - 2 - 3 行政報告 (省 略)</p>